平成30年度から適用される
個人住民税の税制改正のお知らせ

平成30年度から適用される税制改正に伴い、住民税が次のように変わりました。

※この内容は平成29年1月1日現在の法令に基づいて説明しています。

1　給与所得控除の見直しについて（上限額の引き下げ）

給与所得控除の見直しが行なわれ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。

【給与所得控除の見直しに係る一覧】

区分	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

2　セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

セルフメディケーション（※１）税制は、健康診断などの取り組み（※２）を行なう人が、平成29年1月1日以降に、一部の市販薬（スイッチOTC医薬品（※３））を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

なお、この特例は平成30年度（平成29年分）の申告から適用を受けることができ、現行の医療費控除との選択制です（併用不可）。

※１　セルフメディケーション…世界保健機構（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（自主服薬）と定義されています。

※２　特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のうちいずれか。

※３　スイッチOTC医薬品とは医療用から転用（スイッチ）された一定の一般用医薬品等で医師の処方箋がなくても購入できるものです。

【対象となる医薬品の薬効の例】

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫、たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の湿布薬（この薬効の医薬品のすべてが対象となるわけではありません。対象医薬品には、日本一般用医薬品連合会が定める「セルフメディケーション税控除対象」の識別マークが記載されています。）

セルフメディケーション 税 控除 対象

控除額	その年中に支払った購入額－12,000円　（控除額は88,000円が上限）
申告する際に必要なもの（①②ともにコピー不可）	①スイッチＯＴＣ医薬品に該当する医薬品を購入した領収書・レシート（原本） ②健康診断などの取り組み（上記参照）について内容が分かる領収書または結果通知書（原本）

※税制改正等の詳細につきましては、米子市ホームページをご参照ください。

■問合せ　市民税課市民税係（☎２３－５１１４、Ｅメール：shiminzei@city.yonago.lg.jp）

平成30年度から個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底します

鳥取県と県内の全市町村では、原則すべての事業主に平成30年度から特別徴収（給与からの引き去り）を実施していただくことを県内で徹底することとしました。特別徴収をしておられない事業主の皆さんは、ご準備をお願いします。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律で義務付けられています。

■問合せ　市民税課市民税係（☎２３－５１１４、Ｅメール：shiminzei@city.yonago.lg.jp）

申告の準備はお早めに

マイナンバーカードの申請はお早めに！

ｅ－Ｔａｘ等で電子証明書を新たに使用するにはマイナンバーカードが必要です。（住民基本台帳カードに登録されている電子証明書は更新することができません。）

現在、マイナンバーカードの初回発行手数料は無料ですが、申請してから受け取りに1か月程度かかりますので、ｅ－Ｔａｘのご利用を予定されている方は、お早めの申請をお願いします。

◆ウェブサイトからの申請がお手軽です

スマートフォンやパソコンで「マイナンバーカード総合サイト（https://www.kojinbango-card.go.jp/）」にアクセスして自身が撮影した顔写真をデータで送信することでマイナンバーカードの申請ができます。ただし、申請には最新の「申請書ＩＤ」が必要となりますのでご注意ください。ウェブ申請は市民課④番窓口に設置しているマイナポータル端末からも可能ですので、くわしくは市民課届出係（☎23－5144）までお問い合わせください。

◆マイナンバーカードでマイナポータルを利用できます

マイナポータルでは、自身の情報を確認したり、市役所からのお知らせを電子メールで確認できるサービスが受けられるようになります。

くわしくは、「マイナポータルサイト（https://myna.go.jp/）」をご覧ください。

◆コンビニ交付サービスが便利です

マイナンバーカードをお持ちであれば、全国のコンビニ（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルＫサンクス）で住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を取得できます。また、コンビニでの交付手数料は、窓口交付より1通あたり100円安くなっています。

◆マイナンバーカードを紛失したときには

カードを紛失したときには、コールセンターまたは米子市役所市民課に連絡をしてください。不正利用防止のためカード利用の一時停止ができます。また、再交付や番号変更を希望される場合には市役所市民課にお問い合わせください。

●マイナンバー総合フリーダイヤル【無料】
（☎0120－95－0178）

●個人番号カードコールセンター【有料】
（☎0570－783－578）
繋がらない場合には
（☎050－3818－1250）

■問合せ　市民課
（☎23－5144、FAX23－5398）

年末調整・確定申告用の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行なうときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成29年1月から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納められた方へは翌年の2月上旬に送られます。）

■問合せ
▶ねんきん加入者ダイヤル
（☎0570－003－004【ナビダイヤル】）
※050から始まる電話でおかけになる場合は（☎03－6630－2525）
▶米子年金事務所（☎34－6111【音声案内2→2】、FAX22－4842）

平成29年分 年末調整説明会を開催します

源泉徴収義務者の方を対象とした「平成29年分年末調整説明会」を次の日程で開催します。

開催日	開催時間	開催場所	対象者
11月16日（木）	午前10時～正午	米子市文化ホールメインホール	米子市の方
	午後1時30分～3時30分		米子市以外の鳥取県西部の地域の方

◎駐車場につきましては、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
◎開催時間により、対象の方を定めていますが、ご都合がつかない場合はどちらでもご出席いただけます。

■問合せ　米子税務署（☎32－4121）